

事業者各位

公益社団法人 京都労働基準協会 園部支部
京都労働局登録京安推第4号 登録有効期間 令和9年11月5日

安全衛生推進者養成講習のご案内



労働安全衛生法(第12条の2)

事業規模が10～49人までの事業場は、安全衛生推進者(衛生推進者)を選任して、その者に職場の危険・健康障害の防止、安全衛生のための教育、健康診断の実施などの業務を担当させるよう義務づけられています。この安全衛生推進者(衛生推進者)は労働省告示で定める資格を有する者から選任することと定められています

- 1.講習日時 令和8年6月4日(木) 9:15～15:30頃 受付 9:00～
6月5日(金) 9:15～15:30頃
- 2.講習場所 南丹市園部文化会館「アスエルそのべ」
〒622-0014 京都府南丹市園部町上本町南2番地22
- 3.受講料 14,300円(税込)
- 4.テキスト代 1,430円(税込) ※テキストは、講習会当日にお渡しします。
- 5.定員 30名 (定員になり次第締切ります)
- 6.申込方法 受講申込書に所定事項記入の上写真を貼付し、郵送にて園部支部へお申込み下さい。
後日、受講票と請求書をメールまたは郵送させていただきます。

※写真は、申請前6ヶ月以内に撮影し、単身、上三分身、正面、脱帽、(縦3cm 横2.4cm)のもの。
不鮮明なもの、顔かたちがはっきりしないもの、サングラスをかけたものは受付できませんのでご注意ください。

(お断り) 受講申込書到着時、定員に達し受付終了となっていた場合には、受領できません
のでご了承願います。〔郵送前に電話かメールでのお問合せをお願いいたします。〕

※本人確認のため①～⑦のいずれかを開講日に必ずご持参下さい。

- ①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証
⑥特別永住者証明書又は在留カード ⑦公的な身分証明書(氏名、生年月日が記載されたもの)

(注) 受講料・テキスト代は、請求書記載の振込先にお振込みいただくか、現金書留でお送りください。
※振込手数料はご負担願います。
※お支払い後、受講料等のご返還は出来ませんのでご了承願います。

■ 申込み・問合せ先

公益社団法人 京都労働基準協会 園部支部

〒622-0003 京都府南丹市園部町新町49-1

TEL 0771-62-3220 FAX 0771-62-4045

メール sonoberk@tmt.ne.jp



園部支部HP